

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社佐藤企業
法人番号: 1110001002058
住所: 新潟県新潟市中央区東堀前通1番町345番地
2. 指名停止措置期間: 令和3年7月7日から令和3年8月6日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社佐藤企業の元代表取締役副社長が、土木建築工事の杭打ち工事を落札できなかったことを理由に、令和2年4月13日に建設会社の支店において前記杭打ち工事を同社に受注させることを要求し、その実行について、上記建設会社の従業員らに対し株主権を行使する態度を示し、威迫の行為を行ったとして、会社法違反により令和2年7月13日に東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

なお、令和3年5月27日に同社は、建設業許可部局である北陸地方整備局長から監督処分(営業停止命令)を受けている。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社佐藤企業の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)